

# かもがわ

暑中お見舞い  
申し上げます



## 解釈改憲と立憲主義

坂元和夫

はじめに

最近、立憲主義という言葉がよく聞かれるようになりました。近代国家の基本原理ですが、民主主義や平和主義ほどには分かりやすくありません。以前ならば、大学の法学部出身者でも尋ねられて立憲主義を即座に説明できる人は多くなかったでしょう。その立憲主義が最近俄にクローズアップされポピュラーになったのは安倍首相の功績かも知れません。これまでの総理大臣は、ワンマンと言われた吉田茂氏も、自民党の中でも最右翼の中曽根康弘氏も、皆憲法を一応は尊重するポーズを取ってきました。それ比べて安倍首相の憲法軽視の姿勢は際だっています。歴代内閣が堅持してきた憲法第九条の解釈の眼

界をあっさり踏み越え、他国のためにも戦うことが出来る集団的自衛権を九条の中に強引に読み込む閣議決定を行い法制化を行ったことは周知のとおりです。内閣法制局長官にイエスマンを任命して政治的解釈改憲を正当化しようとする姑息な手法さえとりました。この信じられないような暴挙に対して憲法学者はもちろん前最高裁長官までが異論を唱えています。対抗言論として立憲主義という学術用語が登場し、人口に膾炙されるようになったこと自体にこの解釈改憲の異様さと政府の憲法軽視のひどさが表われています。

### 第九条の成り立ち

安倍首相を始めとする改憲論者が一様に口にするの

は、日本国憲法とりわけ第九条が占領軍(GHQ)によって押しつけられたものだから改めなければならぬという理屈です。

第二次大戦後、好戦的な体質の日本を将来にわたって軍事的に無力化したいという意向が連合国側にあったことは否めません。しかし、最近の調査研究では、第九条は占領軍の一方的な押しつけではなく日本の方から発意されたことが分かっています。敗戦直後の憲法成立過程で、幣原喜重郎首相の方から占領軍最高司令官マッカーサーに対して戦争放棄条項を入れる提案がなされたというのが真相らしいのです。

一九五一年にマッカーサーが米国内院でそのように証言していることは当時から知られていました。が、改憲論者はマッカーサー証言を信頼できないとして幣原発言説を否定し続けてきました。一九五六年に岸信介首相によって設置された憲法調査会の会長高柳賢三東大名誉教授が憲法制定過程を

調査し、第九条はマッカーサーではなく幣原首相から提案されたという結論を出しています。その根拠とされたマッカーサーと高柳氏の往復書簡の原本が最近国会図書館の憲法資料の中から発見されました。一九五八年に調査のため訪米した高柳会長から質問状を受けたマッカーサーは、「戦争放棄条項を憲法に入れようという提案は幣原首相によるもので、私は、この提案に非常に驚いたが(astonished)、直ちにこれに賛成するとともに幣原首相の先見の明と英知と経国の志(statsmanship)に深甚な敬意を表した」という回答をしました。マッカーサーの「非常に驚いた」という言葉から、彼が新憲法の平和条項としてここまで徹底した内容を考えていなかったことがうかがわれます。

### 立憲主義の原意

立憲主義のエッセンスは、憲法によって専制権力の暴走に歯止めをかける合理的ないし政治的枠組みとい

う意味です。歴史的には、専制君主を貴族が抑制する装置として一三世紀のイングランドで初めて実現しました。マグナカルタに始まる立憲君主制ですが、この立憲主義の思想は、イギリスだけでなくフランス革命による共和制やアメリカ合衆国憲法の中に結実しています。

安倍首相は、「憲法で権力を縛るのは君主制の時代の話で、現代のような民主制の時代には縛る必要はない」と発言したと伝えられます。自民党が選挙で圧勝して多数を占める国会で首相に選ばれたのだから憲法を無視してもよいのだと言うに等しく、とんでもない危険な考え方です。民主制のもつても、権力を握った為政者が専制的になる可能性があることは歴史の教えるところです。それを縛るのが憲法であり立憲主義なのです。あのヒトラーも民主的に選挙で選ばれて独裁者になり数々の暴虐行爲を行ったことを忘れてはなりません。

## 近代的立憲主義

歴史を遡ると近代的立憲主義が生まれたのはヨーロッパ近世初頭の宗教改革からだと言われています。宗教改革で宗教的価値観が分裂して三十年戦争などのカトリックとプロテスタント間の宗教戦争に発展し人々が殺し合うという事態になりました。この対立が収まる過程で、この世に異なった価値観があることを認め合う政治的枠組みとして近代的立憲主義が生まれました。人の生きる領域を公の世界と私の世界に分けて、私の領域においては自分の内なる信仰に従って生きていくことが尊重されますが、世の中全ての人の利害に関わる公の事柄は皆で決定しなければならぬという政治的な原理が近代的立憲主義と言われるものです。

自民党の改憲草案は、「すべて国民は個人として尊重される」という憲法一三条の「個人」を「人」に変えようとしています。「個人」の否定は、個々人の価値観

の違いを認めないことにつながります。個の尊重を軽んじ、多様な価値観・世界観を否定する方向のこの改憲草案は反立憲主義の色彩を帯びるものと批判されています。

## 安本法制の問題

憲法第九条で認められるのは個別的自衛権の限度だというのが従来政府の解釈であり学説もこれを支持していました。政府がこの見解を改めて、わが国の自衛の必要上他国のために戦力を使用することが出来る集団的自衛権を認めたいのであれば、解釈改憲などではなく、憲法の定める改正手続に従って現行の第九条を改正するのが筋です。

集団的自衛権を認める方が良いのかどうかは人によっていろいろな意見があります。現在の国際情勢のもとで、アメリカや国連軍に守ってもらうことを期待しながら、自分の方は他国のために戦うことはいないというのは虫が良すぎるといえる考え方もあります

し、自衛目的にせよ他国のために自衛隊を派遣することを認めると、世界の警察を自称するアメリカが各地で起こす戦争への参加をこれまでのように第九条を盾に断ることが出来なくなり、その結果、相手国(例えばISとか北朝鮮)から報復と受ける危険を背負い込むことになるという意見もあります。どちらの意見も一理あるので、いずれをとるかは難しい政治的判断です。

七月の参議院議員選挙の結果をうけて、憲法改正の具体的な議論が国会の内外で始まろうとしています。いずれ憲法改正のための国民投票も現実の日程に上ることになるでしょう。国民一人一人が改正項目の一つ一つについて真剣に考えて態度を決めなければなりません。そのためには、いろいろな人の意見を聞いて議論をすることが必要です。この国の形がどうなるか、自分だけでなく子供や孫など将来の世代の命運がかかっているのです。

## 違憲訴訟の提起

安保関連法の違憲を主張して訴訟を提起する気運が全国各地で盛り上がり、本年四月二十六日に六〇〇名を超える原告代理人弁護士による差止請求行政訴訟(原告五二名)と国家賠償請求訴訟(原告五〇〇名)が東京地裁に提起されました。この二つの訴訟には私も原告代理人として名を連ねています。大阪をはじめその他の地域でも提訴が相次いでいます。

差止請求行政訴訟は、集団的自衛権の行使としての自衛隊の防衛出動等を事前に差し止めようとするものです。原告適格(処分の差し止めを求むる法的利益があること)があるのかどうか、原告を命ずる処分の一定性(将来のどの処分も差し止めを求むるのか)、回復困難な損害発生(蓋然性)などクリアーしなければならぬ法的な問題があります。中でも構成が難しい侵害される原告らの権利・利益としては平和的生存権が中心になるものと思われま

す。国家賠償請求訴訟は、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を理由とするのですが、具体的な権利と言えるのかと現実の侵害があると言えるのかなどの疑問が予想されます。

いずれの訴訟もハードルが高いことは否めませんが、それは皆分かっているのですが、IS戦闘地域へ自衛隊派遣が決定されISから報復措置として日本の原発を狙うテロを実行されてからでは遅いのです。また、解釈改憲に抗議して、一時は高校生まで立ち上がった国民世論の盛り上がりも熱気も時の経過とともに冷えていくことを避けられません。ともかく、このまま異常事態を放置し政府の暴走を監視してよいのかという焦燥感がやがて諦めに変わるようなことがあってならないことだけは確かです。



## 選挙で論じられ

なかつたこと

尾藤 廣 喜

### 参議院選挙の評価

七月一日の参議院選挙の結果は、自公政権が目標とした過半数を超え、しかも、改憲勢力が衆議院だけでなく、参議院でも二分の二を超えたという点から、与党の大勝利と評価すべきでしょう。しかし、一人区二九敗であったのが、今回は、一勝二敗となったのですから、野党の選挙協力は一定の成果を挙げたとは言えるでしょう。

反対に、野党の選挙協力も申し無かったとしたら、今回の選挙結果は、与党の独走を認めるものになりかねなかったところであり、まさに背筋が寒くなる思いがします。

その中で、もっと詳細に選挙結果を分析しますと、福島県、沖縄県で野党統一候補が当選し、現職関係が落選したこと、東北地方で自民党が大きな退潮をして

いることが注目されます。また、目立ちませんが、同日におこなわれた鹿児島県知事選挙で、反原発候補が当選したことは、大きな意義をもつものと言えます。

つまり、安全保障問題、原発政策、TPP問題など、現場の切実な問題が目に見える形で議論になった地域では、いずれも、与党の政策の是非が厳しく問われ、「ノー」との結論が出されているのです。

今回の選挙で自公政権は、あえて「安全保障問題」や「改憲」論議を封印して、「アベノミクス」で経済は良くなっている、この流れをさらに推し進める必要があると訴え、この点が、将来に不安を持つ一定の国民に支持されたものと思われる。

しかし、選挙後には、改憲勢力が三分の二を超えたことから、転じて、憲法「改正」の議論・実行に移してくることが予想されます。

選挙で争点とすることを避けた問題についても、選挙後は、「信任を得た」として推し進めていくというのが、この政府の常套手段となっているからです。

### 誤魔化された社会保障問題

争点として避けられたと言えば、「社会保障のあり方」の問題は、「誤魔化された」という思いが強いです。安倍内閣は、「消費増税」を先送りしたのだから「社会保障の削減」は止むを得ない。その中で「緊急の対策」のみに予算配分せざるを得ないと主張していました。これに対して民進党は、「消費増税」の先送りは当然としつつも、これを理由に「社会保障の後退」は許されないとし、その財源には「赤字国債」の発行で対処をと主張していました。マスコミは、これに対して、安定した「社会保障制度の維持」のためには、「消費増税」を先送りすべきではないかのごとき費調が多くなり、消費増税」をもつて社会保障制度の拡充に充てることを当然のように主張していました。

ところが、実態を見ますと、一九八九年度から

二〇一六年度までの消費税収が三七兆円、法人三税の税収減二七兆円と、消費税収入の殆どは、法人税の減税に回っています。また、現在の所得税が、年所得一億円を超える税負担が軽くなっていることも、余り知られておりません。

また、これに社会保険料の負担を加えた国民負担率を考えますと、二〇一四年では、年取一〇〇万円の人が一七・六％であるのに対し、一〇〇億円超の人は二四％とかえって低くなっています。また、法人税の負担を見てみると、一億円超五億円の一〇・八％であるのに、同一二〇億円超の法人の実質税負担率は、一五・二％とこれまた低くなっているのです。

このように、税も社会保険料も「逆累進」「不公平」となっている実態が殆どマスコミでは報道されず、消費増税と社会保障の充実があたかも「密接不可分」であるかのごとき論理の議論しかなされておらず、これに富裕層の「タックスヘイブン（税逃れ）問題も、どこかに忘れ去られてしまっています。

どのような議論が必要だったのか

問題はそれだけではありません。現在の年金は、「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が運用して、株式に投資する額を極端に多くしており、二〇一五年年度の年金積立金の収益が、五兆数千億円の赤字になることが明らかになりましたが、この正式報告も、選挙後に持ち越されてしまい、また、二〇一六年度の経済成長率が〇・九％下方修正されましたが、その発表も選挙後の七月一二日になされておき、これらの発表時期に意図的なものを感じます。

このように選挙の重要な争点については、まず十分な情報公開と議論がなされるべきこと、さらに、マスコミにおいても、問題点をわかりやすく正確に明らかにし、国民の判断に誤りが生じないように努めることが、求められます。

それ以上に、国民が、各政党候補者に政策発表を厳しく求めることが必要です。

「議論されなかった」とか、「誤魔化された」とか、選挙後に反省することはもうやめましょう。



## 日本人の美德

山崎浩一

### 「無私の日本人」

最近、遠方に出張する機会が増えました。せっかくの旅なので、車窓の景色を楽しめばよいのですが、東京あたりにいくときは、新幹線にパソコンを持ち込んで書類を作成することもよくあります。たまに急ぎの仕事のなきも、活字がないと暇をもてあましてしまうので、駅にある書店で目についた文庫本を買うということもあります。

先日、出張の際、たまたま手に取った磯田道史氏の「無私の日本人」を買いましたが、とても面白かったです。三つの物語が収められています。そのうちのひとつ「穀田屋十三郎」が「映画、利息でござる」という映画になりました。他の二編である、日本一の儒者

詩文家ともいわれた中根東里の物語や、江戸時代後期の絶世の美人、太田垣運月の物語もとても面白かったのですが、ここでは「穀田屋十三郎」について考えてみたいと思います。

### 「穀田屋十三郎」

これは史実に基づいた物語ですが、舞台は江戸時代の仙台藩領内の宿場町の吉岡宿です。仙台藩の宿場町には宿場町間の物資の輸送を行う「伝馬役」が役目として課せられており、人馬を強制的に徴収され、その負担はかなり重いのです。そこで通常は藩より宿場町に助成金が支給されているのですが、吉岡宿は藩の直轄領ではなく、重臣に下賜された土地のため、藩の助成金が支給されいなかったのです。このため、伝

馬役にかかる費用は全て吉岡宿の住人が負担して町は困窮し、破産者夜逃げ者が相次ぎ、町そのものが亡ぶ危険性がありました。このような町の有様を案じていた造り酒屋の当主穀田屋十三郎は吉岡宿の窮状を案じて、友人に吉岡宿を救う手立てが何かないか相談します。この友人が出した策は、吉岡宿の有志がお金を出し合い、藩に貸して利息を取り、それを伝馬役に使

うという奇策でした。百姓がお上にお金を貸すなど夢い策のように思われたのですが、十三郎は策の実現のために、同志集めとお金集めに動き出します。そして、藩の官僚機構や、幾多の障子役人の畏など、数多の障害を乗り越え、一〇〇〇両の大金を集め、藩に貸し付けて年一割の利息を払い続けてもらうことに成功します。

### 何が成功の鍵か

江戸時代に庶民が藩に金を貸して自らの生活を守る

という発想をしたことは驚きです。江戸時代には大きな商人が藩に貸し付けることはありましたが、庶民から貸し付けるといふ発想をしたことはすごいことです。

しかし、それだけではなく、その奇策を実現する過程がすごいのです。このように大胆な企ては秘密裡に進める必要があるのですが、それをどうやって徹底したのかという組織論、成功のカギを握る人物は誰なのかということを見極めるしたたかな分析力などが大切なことがよくわかります。

しかし、何よりこれを成功に導いたのは、町や子孫のために私財を投げうつの当然であるという公共心を持つ篤志家が出たこと、熱意をもって説得すること、多くの賛同者を作ることが出来るという情熱をもった説得のもつ力の偉大さです。

濁ったものを清らかな方にかえる浄化の力を宿らせた人こそが「大きな人間」

であり、他人と競争する経済成長の中に本当の人間の幸せがあるわけではないという哲学が無名のふつうの江戸人には宿っていたと確信すると著者はあとがきで書いています。そういう著者ならではの観点が協働されているのでしよう。

### 日本人の美德は実在か

幕末から明治にかけて日本を訪れた多くの外国人は、初めて見た日本人が皆、笑顔絶やさず、親切で正直で識字率が高かったという印象を書き残しています。今日、大量に訪れる外国からの観光客は日本人の親切心、マナーの良さに好印象を持つということも報道されています。

それらの印象が、本当の日本人の姿を表しているのかはわかりません。しかし、仮にそういう美德が江戸時代から日本人に備わっていたのだとすれば、どうしてそうなのかわかりません。

もし、その訳を知っている人がいたら是非とも教えてください。いただきたいものです。



## ある「名言」

秋田 則 仁

六月一九日から選挙権年齢が「二〇歳以上」から

「一八歳以上」に引き下げられました。選挙権年齢の変史はわが国では一九四五年（二五歳以上）を引き下げ（以来のことですから、歴史的な変化と言えなくもありません。当然のことながら各政党は、若い世代の票を取り込むべく、「公約」の宣伝に熱心ですが、世代を超えて、有権者はうわべの言葉に飛びつく前に、政治家の本音はどこにあるかをよく見定め、選挙権の行使を通じて監視していかないとんでもないことになりかねません。先日、その格好の「名言」集を見つけましたので、ご紹介させていただきますことにしました。

★

「支配されている人間が何も考えていないのは、政府にとって幸いだ。」—政治家にとって「考える有権者」ほど怖く、嫌なものはありません。このような有権者がはびこってしまうと、思い通りに政治ができず、面倒なこと限りなしということになります。そして、このような考える有権者を抑えこむためには、世論をおおきく、「熱狂した大衆だけが管理可能であり、感情のない鈍感なだけの大衆は共同体にとって危険である。」という社会状態を作り出すことが大切だということになるでしょう。

★

「大衆の受容能力は、非常に限られている。その理解力は小さいが、忘却力は大きい。」—人に自分の言いたいことを本当に難しうということは本当に難しいですね。しかし、それを放っておけばすぐにその主張は忘れ去られてしまい、自分都合の悪いことはこの自然法則に任せて忘れてもらい、都合の良いことはしっかり覚えてもらわなければ選挙は勝てません。

★

そこで、大切なことは、「最も単純な概念を一〇〇〇回繰り返して初めて、大衆はその概念を記憶することができる。」ということになります。大衆を無理で従わせようというのには無理だから、一つの簡潔なスローガンを繰り返し宣伝してその心理に植え付けよというわけで、感情に訴える方法ということになり

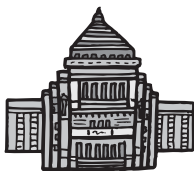
★

らないのは、このような単一スローガンの下に選挙の争点が設定されてしまい、それがいいからと飛びつきと、それ以外にもたくさんある重要な政治課題についてまで、わが党は信任を得たとの名の下に強行されてしまうことがあるわけです。ひとたび選ばれたら公約の対象にしなかったことは白紙委任を受けたと言っ

★

てはばからない向きもあるようです。政治家というのは、権力を目指すものであり、権力を握ってしまえば、右から左まで、大なり小なり、国民を支配することを考えるようになるのが自然の欲求といえるでしょう。この人を選びたいものです。

なお、紹介した「名言」の出典は、「ヒトラー悪の言葉一〇一」（二〇世紀ドイッ史研究会著、宝島社）です。





# 人工知能(AI)と弁護士業務

## 富増 四季

アメリカの大手法律事務所三二〇社のパートナー弁護士を対象としたアンケートで、その約半数近くが「五年から一〇年のうちに、人工知能が一部の法律実務者を置き換えていく」と回答したとの集計結果があります※1。

また、世界初のAI「弁護士」を一九歳の大学生が開発した、と話題になりました。昨年九月にリリースされたDoNotPayという一般市民向けのウェブ・サービスで、AI自動対話システムを利用して駐車違反切符への異議申立てを支援するのです。イギリスやニューヨークで二五万件の異議申立書作成を支援し、一六万件の違反の取り消しに成功したと報じられています。さらに、全米一〇都市以上に関連を構える大手法律事務所のBaker & Hostetlerは、今年五月、破産法「担当者」としてAI「弁護士」を導入したとの報道もあります。EM社のWatson上に構築されたROSSと、クラウド上で同事務所は既に複数のAI顧問契約を結んでいるそうです。

もっとも、AI「弁護士」や「担当

者」との表現には誇張があり、実のところ、これらは法律業務支援ツール程度のもののようです。DoNotPayは、法律書面ひな形にチャット会話形式で事実聴取した結果を流し込んで書面のたつき台を自動生成するツールにすぎません。ROSSは、現時点では弁護士向けのサービスで、法律に関する質問を打ち込むと回答してくれる、というものの、膨大なデータベースから関連性の高い文献を瞬時に選別し、その内容を総合判断して回答を生成してくる仕組みになっています。

いずれも、法的サービスとして一定の専門水準を維持するために、機械の出力結果を吟味して修正を施す人間弁護士の存在が不可欠なようです。今後の展開としても、「人」の単位で弁護士がAIアシンドロイドに「置き換え」られるような状況ではなく、あくまでAIの助力により弁護士の果たすべき役割が変わってくる、と予測されます。

野村総研の報告(※2)によれば、人工知能が苦手とするのは、芸術、哲学、神学など、

抽象的な概念を整理し創出する処理であるとか、他者を理解し説得する事務、交渉やサービスに関する事務ができません。他方で得意なのは、データの分析や秩序的・体系的操作などで、今後、人が行っている作業を代替していくであろうと予測しています。

弁護士の仕事はこれら両方が必要で、確かに法令・判例調査や最新文献の確認などの分析的な作業、事実関係の確認・整理といった大部分はルーチンの作業に多くの時間をとられています。しかし、AI導入による圧倒的な効率化が進んだとしても、弁護士の数が減るとは限りません。弁護士は、これまで手が回らなかった、より創造的な作業に時間を有効利用し、サービスの質を向上させようとするはずです。あるいは、より安価に同水準を維持し多数の案件処理を目指す弁護士もいるかもしれません。

結果AI技術は弁護士サービスの低価格化をもたらすことになるでしょう。企業や市民による司法アクセスを改善する効果を期待する声もあります。

◆ 私たち法律家が高まれば、ばならない重要な問いかけは、「AI技術が法律業務に浸透することにより、弁護士に浸透するか。それにより、弁護士に浸透するか。それにより、裁判のあり方がどのように変化するか。そして、その変化は、司法をあるべき姿に近

づけるのか。それとも遠ざけるのか。」というように思います。

DoNotPayを見て思い出したのが、チェックリスト方式による準抗告申立書ひな形を活用する提言です。不当な勾留に対し、時間・労力の両面において法律文書作成のハードルを下げ、人権擁護の取り組みを前進させようという問題提起には、DoNotPayに共通するところがあります。この開発者Browderさんの目下のプロジェクトは、シリア難民保護の手續を支援するプログラムです。こうしたツールが浸透してルーチン作業から解放されたとき、弁護士の役割は、重要な事実が定型的な質問から漏れ落ちているか、人間ならではの感性と柔軟性をもって確認することに求められるでしょう。

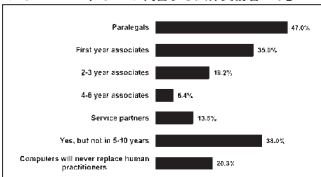
◆ もっとも、ROSSの「専門家の知識と経験を上回る専門性を発揮することができる」という宣伝文句は、ある種の危険さを孕んでいるように感じます。

AIへの信頼性が高まればその分、専門家意見の画一化、保守化の傾向を強める結果をもたらすでしょう。困ったことに、過去に誤った判断がいくつもある分野では、おそらくAIもそれを是と判断してしまうはずですが、また、AIの分析結果に倫理観を取り込むことの難しさは、既に様々

な専門家が指摘しています。AIに依存する将来の司法は、価値感の多様化する時代の変化を適切に取り込んでいけるのでしょうか。司法の結果たす人権擁護の役割が後退してしまうことも考えられます。

◆ AIが発展した社会の法廷では、原告側、被告側の弁護士は双方とも自分の長年の経験から来る直感よりもAI回答を信用して準備書面を起草するのでしょうか。真つ向から対立する準備書面がそれぞれ説得的なことでなること、経験の浅い裁判官などには大いに悩んでしまうことでしょう。密かに自室の端末でAIアシスタントに相談してみることもあるかもしれませんね。「司法がAIに乗っ取られてしまった。」と揶揄される時代は、案外すぐにやってくるのかも

【Q. 5 - 10年でAIが代替する法律実務者は?】



(※1) Altman Weil 社による「2015 LAW FIRMS IN TRANSITION」結果

(※2) 野村総研 2015年12月2日付 News Release



## 「委員会」の仕事

齋藤 亮介

今年度から、日弁連の情  
報問題対策委員会に配属さ  
れました。委員会は東京・  
霞が関の日弁連で開催され  
ます。六月に今年度の第一  
回委員会が開催されたので  
すが、私は、日弁連に行く  
のは初めてで、有楽町から  
日比谷公園を抜けるとすぐ  
に日弁連があること、もし  
て東京三会と日弁連が同じ  
建物内にあることを今回初  
めて知りました。

\*  
法律事務所のウェブサイ  
ト等で弁護士のプロフィー  
ルを見ると、「――委員会  
所屬」という記載があるこ  
とがあります。弁護士業界  
以外の方は、この分野に力  
を入れているのだろうか、あ  
るいは弁護士同士で研修会

でもしているのだろうか、  
といった印象を抱いておら  
れるかもしれません。その  
印象も間違っているわけで  
はありませんが(実際に研  
修会等が開かれることも  
多々あります)、委員会の  
仕事はそれだけではありません。  
今回は、京都弁護士  
会の情報問題委員会と日弁  
連の情報問題対策委員会を  
比較して委員会の仕事をこ  
紹介したいと思います。

\*  
京都弁護士会の情報問題  
委員会の主な仕事のひとつ  
に、京都府下の各公共団体  
が設置する情報公開・個人  
情報保護審査会等に推薦す  
る人員について弁護士会長  
に対し意見を述べることで  
す。これは、京都府下の各  
公共団体から弁護士会に期

待される役割として重要な  
ものです。ここでは、その  
公共団体にとって適切と思  
われる人選をしています。

また、弁護士会の個人情報  
保護体制のチェックや改  
善方法の検討なども情報問  
題委員会の仕事です。

このように、京都弁護士  
会の情報問題委員会には、  
いわば弁護士会のインフラ  
担当のような性格があると  
いえそうです。もちろん、  
研修会の主催や京都弁護士  
会としての意見の検討もあ  
るので、インフラ的な仕事  
が全てというわけではあり  
ません。

\*  
これに対し、日弁連の情報  
問題対策委員会の仕事  
は、例えばマイナンバー関  
連であったり、スマート  
フォンのGPSを利用した  
捜査方法は是非といった問  
題を取り上げて意見書の作  
成等を行うなど行動的な様  
子でした。

なお、こうした意見書に

何の意味があるのだろうかと  
不思議に思われる方もいる  
かもしれませんが。確かに、  
意見書や会長声明といった  
ものは、それ自体に法的な  
効果があるものではないた  
め、単に弁護士会が社会的・  
政治的な要望をしているだ  
けだと見えるかもしれません。  
しかし、私は、意見書  
等の役割は、それだけでは  
ないと考えています。

私は、こうした意見書の  
大きな役割に、その時点で  
弁護士会が法的な問題点の  
存在を指摘していること  
や、あるいは、ある法的な  
問題が社会に広く発生して  
いるということを記録化す  
ることが挙げられると考え  
ています。こうした意見書  
は、直ちに役立つものでは  
ないかもしれませんが。しか  
し、将来の訴訟や立法作業  
等で参考資料として利用さ  
れるなど、司法制度のため  
に役立つことになります。  
こうした取組みは、特に日  
弁連のように大規模な組織

に期待されるところでし  
ょう。

\*  
このように、同じ情報問  
題を取り扱う委員会でも、  
京都弁護士会と日弁連とで  
業務内容が異なっています。  
そして、どちらの業務  
も弁護士会の立ち位置や規  
模を踏まえた固有の重要性  
があります。

現在、弁護士会の方向性  
として、職能団体としての  
本分を重視すべきだとい  
う意見があります。それは確  
かに説得的な意見ではある  
のですが、弁護士会のこう  
した仕事が軽視されること  
につながるのではないでし  
ょうと私は願っています。私  
は、弁護士会のこうした仕  
事は、法曹三者で唯一公権  
力の監督を受けない弁護士  
会だからこそできるもので  
あり、職能団体としての仕  
事そのものだと考えていま  
す。





## Windows10 騒動

畷 田 透

私は、入所時より所内のパソコン保守関係の担当として数ヶ月ほど活動してきましたが、最も頭を悩ませたのが Windows10 の(強制)アップデート問題でした。

普段仕事や家庭で Windows の入ったパソコンを使用されている方なら言わずもがなだと思いますが、「この数ヶ月ほど多くの Windows 搭載パソコンで、Windows10 へのアップグレードをすすめる通知が何度となく画面上に表示されています。

そして、その通知のメッセージは日々進化(?)を遂げており、時間が経つに連れて大胆かつ巧妙になっていきます。当初は、「Windows10 にアップグレードしませんか?」と

いったお勧め程度のメッセージだったものが次第に、今アップデートするか今夜アップデートするかの二択を迫るような文言に

なったり、設定に基づきの PC は次の予定でアップグレードされます、といったアップデートすることを前提にした表示に変わっていききました。中には「アップデートが間もなく開始されます」としてカウントダウンが開始されており、放っておくと自動でアップデートが始まるといったこともあったようです。

この報じられるマスコミでも大きく問題される等話題になり、六月には消費者庁から Windows10 無料アップグレードに関する確認・留意事項という形で注意喚起

がされました。また、アメリカではオンライン旅行サービスの経営者が、意図しない更新で仕事用 PC が来しなくなり仕事に支障を来したとして州少額裁判所の賠償判決が下るといったことも起きています。

騒動の当初より、マイクロソフト社は、アップデートについてはあくまで強制ではなく、キャンセルも可能で、元に戻すことも出来るとして、問題はないとしてきました。しかし、さすがに風当たりが強くなったためか、同社は七月一日、通知画面を変更し「アップグレードを辞退する」の選択肢表示を新設したと発表しました。これにより騒動はひとまず山を越えるような気もしますが、一連の騒動は様々なことを考えさせられるものでした。

度には、怒りや戸惑いを覚えた方も多いのではないかと思います。ただ、この問題が深刻なのは、当のマイクロソフト社もこのような混乱が起きることを十分予期したうえで「アップデート作戦」を行っているのかと思えない点でしょう。キャンセル方法を不必要に分かりにくくしたり、推奨更新プログラムに入れるといったやり方は、意図せずアップデートしてしまう人を生むことは当然想定でき、このような方法がアップデートを促すやり方として本来望ましくないことは十分分かっていたはずですが。

しかし、現状として、パソコンはその仕組みや機能の複雑さに比して、余りにも社会全体に普及してしまっています。また最近では様々な手続きや書類がオンライン化される等、パソコンなしでは社会生活が出来なくなりつつあり、パソコンのことを知らなくても使わざるを得ないという人は多いのではないのでしょうか。

今回の件を見ると、まるで無知なユーザーが「ミス」するのを老獪な狩人が罠をはって待ち構えているような、そんな構図が思い浮かんでしまいます。

もちろん Windows10 自体はこれまでのユーザーの声を反映したもので悪いものだとは思いません。しかし、ユーザーのために改良されたはずの製品の広め方としては、大いに問題有りと言わざるを得ないでしょう。

せっかくの良い製品なのであれば気持ちよく使いたいものです。

# かもがわ講座

## 刑の一部執行猶予制度

刑の一部執行猶予制度が本年六月一日より施行されました。刑の一部執行猶予制度とは、実刑前科のない者や薬物使用者など法律で定める一定の者を対象として、三年以下の懲役・禁錮を言い渡す場合に、刑の一部を刑務所で服役させた上で、残りについて一～五年間執行を猶予することができるという制度です。

例えば、薬物犯罪者に対して裁判所が懲役二年六月の実刑判決を言い渡す場合に、うち六月についてその刑の執行を三年間猶予し、その期間保護観察に付すといった内容の判決を下すことが可能となりました。上の例では、二年間刑務所で服役した後釈放されますが、その後三年間は保護観察官の指導・観察を受けることとなります。仮にその期間中再犯をした場合、執行猶予が取り消され、前刑分と再犯分の刑期と合わせて刑務所に服役することになります。

従前の刑事裁判では、裁判所には、宣告する刑の全てにつき実刑とするか執行猶予とするかの選択肢しかありませんでしたので大きな制度変化となります。

この制度は、主に薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が近年重要な課題となっていることに鑑みて、施設内処遇と社会内処遇の連携により、これらの者が再び犯罪をすることを防ぐという再犯防止の見地から設けられました。つまり、刑の一部執行猶予を可能とすること、服役し刑務所を出た後も、ある程度長期間保護観察等を通じてフォローし、再び罪を犯さないよう対策することがその趣旨といえます。

刑の一部の執行を猶予すると聞くと、刑が従来より軽くなったとも考えられがちですがそうとも限りません。本制度の建前としては、厳罰化も寛刑化もするものではなく、あくまで再犯防止と社会復帰を目的とするものとされています。確かに、刑の一部については服役しなくてもよいといえますが、現在のところ猶予部分の割合は概ね二割程度が見込まれており、実際は数ヶ月程度の猶予部分となるようです。また、年単位で保護観察がつくことが見込まれ、社会に復帰した後においても長期間指導・監督下に置かれ、猶予取消しの可能性も考えると、負担も軽いものとはいえないでしょう。

本制度を適用した判決は既に複数出されており、特に薬物事犯等においては今後積極的に利用されていくことも考えられます。しかし、本制度の理念を実現するための環境整備は未だ不十分であるという指摘もされています。保護観察官は現在一〇〇〇人程度にとどまっております。現場の負担が過重となり機能不全に陥るリスクもあります。依存症治療の施設・専門家の数も不十分です。社会内で更生するためには周囲の環境が重要となるのは言うまでもありませんが、再犯防止という本制度の目的が真に成功するかは、このような社会内における更生環境をいかに整え、連動的に運用できるか否かにかかっているといえるでしょう。

かもがわ 五十九号  
発行／鴨川法律事務所